生駒市条例第32号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例 第23号)の一部を次のように改正する。
 - 第2条第1項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。
 - 第8条第1項を次のように改める。

住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住する住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)
- (2) 第8条の3第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの第8条の2の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第8条の3 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同

居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,00円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要がある と認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単 身赴任手当を支給する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
 - 第17条の2中「及び第8条」を「、第8条及び第8条の3」に改める。
 - 第20条中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

(技能職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第2条 技能職員の給与に関する条例(昭和41年10月生駒市条例第35号) の一部を次のように改正する。
 - 第2条中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年2月生

駒市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第6条を次のように改める。

(住居手当)

- 第6条 住居手当は、次に掲げる職員のうち、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定めるものに支給する。
 - (1) 自ら居住する住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員
 - (2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が 居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、家賃を支 払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの 第7条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

- 第7条の2 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると 認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身 赴任手当を支給する。

第24条中「第6条」の次に「、第7条の2」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の技能職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成26年10月1日から適用する。